

令和7年7月22日

各医療機関管理者 殿

鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課長

令和6年度鹿児島県医療機関物価高騰対策支援事業（追加支援分）の実施について

本県医療行政の推進につきましては、かねてからご協力いただき感謝申し上げます。
標記事業につきまして、下記により実施いたしますので、お知らせします。支給対象に該当する医療機関で、書類の提出が必要な場合は、期限内に御提出をお願いいたします。

記

1 事業概要

別紙の通り

2 提出書類

① 特別高圧電力受電施設の支援の対象となる医療機関は、下記提出期限までに以下の書類を提出してください。

ア 申請書（別記第1号様式）

イ 特別高圧での受電を確認できる書類（特別高圧電力受電契約書の写し等）

ウ 令和6年8月から同年10月まで及び令和7年1月から同年3月までの電力使用量が確認できる書類（特別高圧電力使用料請求書の写し等）

② LPガス使用施設への支援については、令和6年9月～11月に実施した「令和6年度医療機関物価高騰対策支援事業」の対象医療機関に対し、県にて交付決定を行いますので、申請書類等の提出は不要です。

ただし、令和6年6月1日以降にLPガスの使用を開始した医療機関、又は令和6年6月1日時点でLPガスの使用を停止している医療機関については、申請が必要となりますので、下記提出期限までに以下の書類を提出してください。

ア 申請書（別記第2号様式）

イ 令和6年8月から同年10月まで及び令和7年1月から同年3月までの間のLPガスの使用を証する書類（LPガス使用料請求書の写し等。※ただし、令和6年6月1日以降にLPガスの使用を開始した医療機関のみ。上記期間のうち、いずれか一ヶ月分のみで可。）

③ 食事提供を行う医療機関に対する支援については、県において入院時食事療養費の支払実績情報に基づき対象施設の要件に該当する施設を抽出の上、給付金を振り込みますので、申請書類の提出は不要です。

受給を辞退する場合には、下記提出期限までに以下の受給辞退届出書を提出してください。

ア 受給辞退届出書（別記第3号様式）

3 提出方法

2の提出書類を添付の上、電子メールもしくは郵送にて御提出下さい。

・メール提出先

鹿児島県 保健福祉部保健医療福祉課医務係 物価高騰対策支援担当

imushika@pref.kagoshima.lg.jp

※メール件名は「(医療機関名) 物価高騰対策支援給付金交付申請」としてください。

・郵送提出先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県 保健福祉部保健医療福祉課医務係 物価高騰対策支援担当

※封筒表面に朱書きで「物価高騰対策支援給付金交付申請書在中」と御記載ください。

4 提出期限

令和7年8月27日（水）

5 振込予定時期

令和7年9月末頃（予定）

6 留意事項

本文書は事業の実施をお知らせするものです。給付対象医療機関に対しては、別途交付決定通知書を発出予定です。

問合せ先

鹿児島県 保健福祉部

保健医療福祉課 医務係

電話：099-286-2707

Mail：imushika@pref.kagoshima.lg.jp

医療機関物価高騰対策支援事業について

原油価格・物価高騰等の影響を受けている医療機関等が、患者等に安心・安全で質の高いサービスを提供できるよう、光熱費等の価格高騰分の一部を支援します。

1 支給対象・支給単価

- 令和6年6月1日現在で開設許可を得ており、令和6年3月から同年5月までに診療報酬の支払対象となる診療を行った鹿児島県内に所在する病院・有床診療所のうち、以下①～③に該当する施設に対し、給付金を支給します。

① 特別高圧電力受電施設への支援

【対象施設】

特別高圧電力で受電する病院・有床診療所（令和6年8月から同年10月まで及び令和7年1月から同年3月までに特別高圧での受電の実績があるもの）

【支給単価】

使用電力〇kWh (R6. 8～9月の実績) × 1.0 円

使用電力〇kWh (R6. 10, R7. 1～2月の実績) × 0.7 円

使用電力〇kWh (R7. 3月の実績) × 0.4 円

② LPガス使用施設への支援

【対象施設】

LPガスを使用する病院・有床診療所（令和6年8月から同年10月まで及び令和7年1月から同年3月までの間にLPガスの使用実績があるもの。）

【支給単価】

病床数（床）	1-19	20-50	51-100	101-200	201-300	301以上
単価（千円）	12	33	68	138	218	278

③ 食材費高騰に対する支援

【対象施設】

入院患者への食事提供を行う病院・有床診療所（令和6年6月から令和7年3月までの間に入院時食事療養費の支払い対象となった診療を行っているもの）

【支給単価】

病床数 × 10,700 円

※支援金額の算定に用いる病床数は、九州厚生局のホームページ「コード内容別医療機関一覧表（指定一覧）」の令和6年6月1日現在で鹿児島事務所に掲載されている病床数を使用します。

2 提出書類

- 提出書類については、同送しております「令和6年度鹿児島県医療機関物価高騰対策支援事業（追加支援分）の実施について」をご確認ください。

申請書類等提出期限：令和7年8月27日（水）

3 留意事項

- 病院・有床診療所のうち、対象期間中に入院患者の受け入れを行っておらず、実態として無床診療所と同様と見なされる場合には、本給付金の支給対象外となります。
- 原則として、鹿児島県国民健康保険団体連合会に登録されている口座に給付金を振り込みます。
- 登録口座以外の口座への振込を希望する場合には、を書類提出期限までに振込口座変更届出書（第5号様式）を提出してください。
- 支給要件の詳細は、県ホームページを御確認ください。支給要件に該当しないことが判明した場合には、支給を取り消すことがあります。

提出期限：令和7年8月27日（水）

制度概要、各申請・届出書の様式、提出方法等については、県ホームページを御確認ください。

ホーム > 健康・福祉 > 医療 > 医師・医療機関 > 医務 > 令和6年度鹿児島県医療機関物価高騰対策支援事業（追加支援分）について

https://www.pref.kagoshima.jp/ae01/hohuku/bukkakoutou_r6tsuikashien.html